



# 【申告書表面】 その2

申告（提出）期限：3月15日(水)  
 問合せ先：☎0763-33-1346

## 令和5年度市民税・県民税の申告の手引き

以下の控除について記入する場合はこのページ参照

- ・ 社会保険料控除（小規模共済等掛金控除）
- ・ 生命保険料控除
- ・ 地震保険料控除
- ・ ひとり親控除／寡婦控除
- ・ 配偶者（特別）控除
- ・ 扶養控除
- ・ 医療費控除
- ・ 雑損控除（災害等により損害が生じたなど）

種類	内容	控除額
社会保険料控除 ⑬	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等を支払った場合	支払金額
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済の掛金及び個人型確定拠出年金の掛金などを支払った場合	支払金額
生命保険料控除 ⑮	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の掛金を支払った場合	別表3より計算
地震保険料控除 ⑯	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合	別表4より計算
ひとり親控除 ⑰	以下をすべて満たす場合（令和4年12月31日現在） (1) 現在婚姻をしておらず、生計を一にする子を扶養 (2) 合計所得が500万円以下 (3) 事実婚もしくは同様の事情に認められる者がいない	控除額 30万円
寡婦控除 ⑱	⑰の要件(1)を満たさず、 (2)(3)を満たし、下記に該当する場合 ・ 夫と死別した後婚姻していない方 ・ 夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族がいる方	控除額 26万円
勤労学生控除 ⑲	給与所得を有する学生で、合計所得金額が75万円以下、かつその合計所得金額のうち勤労によらない所得が10万円以下の方	控除額 26万円
障害者控除 ⑳	あなたや、あなたが扶養している配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族が障がい者である場合（令和4年12月31日現在）	普通障害 各種障害者手帳等の発行を受けている方 控除額 26万円  特別障害 ・ 身体障害者手帳：1級又は2級 ・ 精神障害者手帳：1級 ・ 重度の知的障害者と判定された方 控除額 30万円  同居特別障害 特別障害者である配偶者（同一生計配偶者）や親族を扶養しており、同居を常としている方 ※老人ホームなどの入所者は該当しません。 控除額 53万円
配偶者控除 ㉑	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合（他の者の扶養親族、事業専従者は除く。）	別表5参照
配偶者特別控除 ㉒	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合（他の者の扶養親族、事業専従者は除く。）	別表6参照
扶養控除 ㉓	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者以外の扶養親族等がいる場合（他の者の扶養親族、事業専従者は除く。）	別表7参照
基礎控除 ㉔	合計所得金額が2,500万円以下の場合	別表8参照
合計 ㉕	⑬～㉔の合計	
雑損控除 ㉖	自身や、扶養親族等が災害、盗難、横領により住宅や家財などが損害を受けた場合	
医療費控除 ㉗	自身や、生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合（医療費控除の明細書を作成）	

### 【別表3～別表8】

※別表3 生命保険料控除の計算表

旧契約	契約日が平成23年12月31日以前のもの	
	支払保険料	控除額
旧契約	1.5万円以下	保険料の全額
	1.5万円超 4万円以下	保険料×0.5+7,500円
	4万円超 7万円以下	保険料×0.25+17,500円
	7万円超	一律35,000円
新契約	契約日が平成24年1月1日以降のもの	
	支払保険料	控除額
	1.2万円以下	保険料の全額
	1.2万円超 3.2万円以下	保険料×0.5+6,000円
	3.2万円超 5.6万円以下	保険料×0.25+14,000円
5.6万円超	一律28,000円	

※1円未満切上げ

※別表4 地震保険料控除の計算表

地震保険	支払保険料		控除額
	5万円以下		保険料×0.5
5万円超		25,000円	
旧長期損害保険	支払保険料		控除額
	5万円以下		保険料の全額
5万円超		保険料×0.5+2,500円	
1.5万円超		一律10,000円	

※1円未満切上げ

全体の合計2万5千円まで  
 一般生命、介護医療、個人年金  
 それぞれで計算し、3種合計7万円まで

※別表5 配偶者控除

配偶者の年齢	自身の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円

※同一生計配偶者には該当します。

※別表6 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	自身の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

※別表7 扶養控除

対象要件 (令和4年12月31日現在)	控除額
年少扶養 16歳未満	0円
一般扶養 16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満	33万円
特定扶養 19歳以上23歳未満	45万円
老人扶養 70歳以上	38万円
同居老親等 ・ 70歳以上 ・ 自身又は配偶者の父母、祖父母 ・ あなたと同居を常としている方	45万円

※別表8 基礎控除

自身の合計所得	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 ～2,450万円以下	29万円
2,450万円超 ～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円 (適用無し)

令和5年度 市民税・県民税申告書

※所得がない方も、裏面下部を記入して提出してください。

現住所 令和5年1月1日現在の住所  
 フラガネ

氏名

収入金額等

2 所得金額

各種控除の詳細記載欄  
 該当する場合は記載してください。

控除記載欄

別居の扶養親族等がある場合は、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

5 給与と公的年金等以外の所得にかかる（令和4年1月1日において65歳未満の方は給与所得以外の）市民税・県民税の納税方法

雑損控除

医療費控除

# 【申告書裏面】

申告（提出）期限：3月15日(水)  
 問合せ先：☎0763-33-1346

【メモ】

## 令和5年度市民税・県民税の申告の手引き②

以下に該当する場合はこのページ参照

- ・自身の事業に従事する家族に給与を支払っている。
- ・配当所得や、株式譲渡所得割額が源泉徴収されており、その還付を受けたい。
- ・寄附を行っており、その控除を申告したい。
- ・昨年中に(課税対象)収入がない。

家族の収入で生活/  
 遺族年金、傷病手当、障害年金を受給/  
 雇用保険(失業保険)を受給/  
 学生でありアルバイトをしていない/預貯金で生活

**11 事業専従者に関する事項**

事業専従者(あなたと生計を一にする配偶者その他の親族で、あなたの事業に6か月を超えて従事している方)がいる場合は、記入してください。  
 次のいずれか低い金額が、専従者給与(控除)額となります。  
 ① 500,000円(配偶者の場合は860,000円)  
 ② 【(事業+不動産+山林)所得】÷(専従者の数+1)

**13 事業税に関する事項**

市民税・県民税の申告書を提出した場合、事業税の申告書を提出する必要はありません。事業税に関する詳細は、富山県総合県税事務所までお問合せください。  
 (富山県総合県税事務所 Tel076-444-4506)

**14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**

配当割額が特別徴収された特定配当等について申告し、配当割額控除を受ける場合、及び株式等譲渡所得割額が特別徴収された株式等譲渡所得を申告し、株式等譲渡所得割額控除を受けようとする場合は記入してください。

**15 寄附金に関する事項**

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。  
 (ふるさと納税をされた方は、「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄へ記入してください。)  
 ※ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は、「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」に記入してください。

### ◎ 令和4年中に収入がなかった方の記入欄

令和4年1月から12月までの期間、課税の対象となる所得がなかった方は、該当する項目の□欄に☑を記入し、その間の状況を申告してください。

家族の扶養または、援助を受けていた。

遺族年金/傷病手当/障害年金等を受給していた。

雇用保険(失業保険)を受給していた。

学生であり、アルバイト等をしていない。

預貯金等で生活していた。

※この場合、そのほか収入や控除の項目を記入する必要はありません。

Q. 収入がないのに申告が必要なのは どうして？

A. 様々な行政サービスを受けるために「収入がない」という情報を市に報告する必要があるためです。

砺波市税務行政へのご協力をよろしくお願いいたします。

**6 給与所得の内訳**

① 事業所種別  
 勤務先所在地  
 勤務先名称  
 勤務期間  
 収入合計額

**7 事業・不動産所得に関する事項**

所得の種類  
 支払者の「名称」及び「個人番号又は居住票」等  
 収入金額  
 必要経費  
 専ら申告所得

**8 配当所得に関する事項**

配当所得の種類  
 支払確定年月  
 収入金額  
 必要経費

**9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

種目  
 収入金額  
 必要経費

**10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項**

収入金額  
 必要経費  
 所得控除額  
 所得金額

総合課税  
 短期  
 長期  
 一時

**事業専従者 事業税 配当割額・株式譲渡所得割額 寄付金 に関する記載欄**

1-2 別居の扶養親族等に関する事項

1-3 寄附金に関する事項

1-4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

1-5 所得金額控除に関する事項

令和4年中に収入(所得)がなかった方の記入欄

次の者から扶養または援助を受けていた。

遺族年金・傷病手当・障害年金等を受給していた。

雇用保険(失業保険)を受給していた。

学生であり、アルバイト等をしていない。

その他(生活状況について具体的に記入してください)

預貯金等で生活していた。

# 【記載例】

書

※市役所「市役所」に記入して提出してください。

現住所 令和5年1月1日現在の住所 フリガナ	現住所	砺波市栄町7番3号	
	フリガナ	トナミ ハナ	
	氏名	砺波 太郎	
	生年月日	昭和29年4月27日	
提出年月日	年 月 日	昭和29年4月27日	
氏名	太郎	性別	本人

市整理欄	表
行政区番号	
世帯番号	市整理欄
宛名番号	
業種又は職業	
電話番号	0763-33-1111
個人番号	

### 3所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料								
	国民健康保険料		国民年金保険料	70,000								
15 生命保険料控除	後期高齢者医療保険料	100,000	介護保険料									
	合計			170,000								
16 地震保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計									
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	100,000								
17~19 障害者控除	介護医療保険料の計	80,000	地震保険料の計									
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	50,000								
20~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者控除	トナミ ハナ	生年月日	昭和34年5月22日								
	配偶者特別控除	トナミ ハナ	配偶者の合計所得金額	250,000								
23 扶養控除	扶養親族	トナミ シンロウ	生年月日	88.10.11	国籍・別居の区分	⑩	性別	父	続柄	父	控除額	45
	扶養親族	トナミ コロウ	生年月日	H10.4.10	国籍・別居の区分	⑩	性別	子	続柄	子	控除額	33
	扶養親族		生年月日		国籍・別居の区分		性別		続柄		控除額	
	扶養親族		生年月日		国籍・別居の区分		性別		続柄		控除額	
16 歳未満の扶養親族	扶養親族		生年月日		国籍・別居の区分		性別		続柄		控除額	
	扶養親族		生年月日		国籍・別居の区分		性別		続柄		控除額	
	扶養親族		生年月日		国籍・別居の区分		性別		続柄		控除額	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計			
雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
医療費控除	支払った医療費等	200,000	保険金などで補てんされる金額	0

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を活用する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	不動産	ウ	200,000	
	配当	エ		
	給与	オ	700,000	
	公的年金等	キ	2,500,000	
	雑	業	ク	
	その他	ケ	300,000	
	短期	コ		
	長期	カ		
	一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	不動産	②	20,000	
	配当	③		
	給与	④	50,000	
	公的年金等	⑤	1,400,000	
	雑	業	⑥	
	その他	⑦	30,000	
	合計	⑧	1,430,000	
	総合課税・一時	⑨	170,000	
	合計	⑩		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13		
	小規模企業共済等掛金控除	14		
	生命保険料控除	15	70,000	
	地震保険料控除	16	10,000	
	寡婦、ひとり親控除	17~18		
	障害者控除	19~20	330,000	
	配偶者（特別）控除	21~22		
	扶養控除	23	780,000	
	基礎控除	24	430,000	
	⑬から⑳までの計	㉑	1,790,000	
雑損控除	㉒			
医療費控除	㉓	125,000		
合計	㉔	1,915,000		

5 給与と公的年金等以外の所得にかかる（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収）  
 自分で納付（普通徴収）

分離課税に係る所得等のある方は、所得税申告書第3表の写しを添付いただくか、市役所にお問い合わせください。  
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

## 裏

6 給与所得の内訳				
① 事業所種別	勤務先所在地	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
〇〇株式会社	砺波市〇〇町××番△△号	200,000	180,000	0
勤務期間	1月～12月			
収入合計額		700,000		
② 事業所種別				
勤務先所在地				
勤務期間				
収入合計額				
③ 事業所種別				
勤務先所在地				
勤務期間				
収入合計額				

7 事業・不動産所得に関する事項				
所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	砺波市〇〇町〇〇番	200,000	180,000	0

8 配当所得に関する事項				
配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項				
種目	収入金額	必要経費	所得金額	
個人年金	300,000		270,000	

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項				
総合課税	短期	長期	一時	合計
				(a)+(b)+(c)+(d)×1/2

11 事業専従者に関する事項				
氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	所得金額
トナミ シンロウ				
トナミ コロウ				
トナミ ハナ				
13 事業専従者に関する事項				
氏名	所得金額	非課税所得	課税所得	所得金額
トナミ シンロウ				
トナミ コロウ				
トナミ ハナ				

12 別居の扶養親族等に関する事項				
氏名	住所	個人番号	所得金額	
トナミ コロウ	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地××アパート△△号	456789012345		
トナミ シンロウ				
トナミ ハナ				
15 寄附金に関する事項				
氏名	住所	個人番号	寄附金額	
トナミ シンロウ				
トナミ コロウ				
トナミ ハナ				

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項				
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。	配当割額控除額			
株式等譲渡所得割額控除額				
17 その他の事項・備考欄				
配当に関する住民税の特例	農業	分限用半	免税所得	

16 所得金額調整控除に関する事項				
氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の届出
トナミ シンロウ			<input type="checkbox"/>	

☑令和4年中に収入（所得）がなかった方の記入欄  
(該当する項目にチェックを付けて記入してください。)

<input type="checkbox"/> 次の者から扶養または援助を受けていた。 (住所) (氏名) (続柄)	<input type="checkbox"/> 遺族年金・傷病手当・障害年金等を受給していた。 (種類)
<input type="checkbox"/> 雇用保険（失業保険）を受給していた。 (期間) 年 月 ~ 年 月	<input type="checkbox"/> 学生であり、アルバイト等をしていない。 (学校名) 年 月卒業予定
<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた。	<input type="checkbox"/> その他(生活状況について具体的ににご記入ください。)